

津島市自転車乗車用ヘルメット着用促進事業費補助金交付要綱

(目的)

第1条 この要綱は、自転車乗車用ヘルメット（以下「ヘルメット」という。）の購入に要する費用について、予算の範囲内において津島市自転車乗車用ヘルメット着用促進事業費補助金（以下「補助金」という。）を交付することにより、自転車を利用する児童生徒等及び高齢者のヘルメットの着用を促進し、自転車に係る交通事故による被害の軽減に資することを目的とする。

(定義)

第2条 この要綱における用語の意義は、次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) ヘルメット 自転車乗車時に着用し、交通事故の衝撃及び転倒から頭部を保護する目的で製造され、次のいずれかの安全基準に関する認証等を受けたことが分かる新品のものをいう。
 - ア 一般財団法人製品安全協会による認証（SGマーク）
 - イ 公益財団法人日本自転車競技連盟による認証（JCFマーク）
 - ウ 欧州連合の欧州委員会による認証（CEマーク）
 - エ ドイツ製品安全法が定める認証（GSマーク）
 - オ 米国消費者製品安全委員会による認証（CPSCマーク）
 - カ その他これに類する認証等を受けたもので、市長が認めるもの
- (2) 児童生徒等 市内に住所を有し、住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）に基づき市が備える住民基本台帳に記録されている者で、当該年度末時点の満年齢が7歳以上18歳以下である者をいう。
- (3) 保護者 児童生徒等の親権を行う者、未成年後見人その他の者で、児童生徒等を現に監護する者又は児童生徒等の親族で、社会通念上、児童生徒等を保護する責任がある者をいう。
- (4) 高齢者 市内に住所を有し、住民基本台帳法に基づき市が備える住民基本台帳に記録されている者で、当該年度末時点の満年齢が65歳以上である者をいう。

(補助対象者)

第3条 補助金の交付の対象となる者（以下「補助対象者」という。）は、次の各号に掲げる要件を全て満たす児童生徒等、保護者及び高齢者とする。ただし、保護者は、児童生徒等が着用するヘルメットの購入に要する費用を負担した場合に限る。

- (1) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員又は同条第2号に規定する暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有する者でないこと。
- (2) 同一の補助対象経費に対する他の補助金の交付を受けていないこと。
- (3) 愛知県内の他市町村で、同種の補助金の交付を受けていないこと。
- (4) 補助金の交付を受けたヘルメット着用中の交通事故における、ヘルメットに起因する問題等について、市及び愛知県が一切の責任を負わないこと

について了承すること。

(補助対象経費)

第4条 補助金の交付対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、当該年度の4月1日以後に、自転車を利用する児童生徒等又は高齢者が着用するためのヘルメットの購入に要した費用（消費税及び地方消費税相当分を含む。）とする。

(補助金の額)

第5条 補助金の額は、補助対象経費に2分の1を乗じて得た額とし、2,000円を上限とする。

2 補助金の額に10円未満の端数が生じたときは、その端数は切り捨てるものとする。

3 補助金の交付を受けることができる回数は、児童生徒等又は高齢者1人につき1回とし、ヘルメットの数は1個までとする。

(交付申請等)

第6条 補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、児童生徒等又は高齢者が着用するヘルメットを購入した日から起算して3月を経過する日又は当該年度の3月1日のいずれか早い日までに、津島市自転車乗車用ヘルメット着用促進事業費補助金交付申請書兼請求書（様式第1号。以下「申請書兼請求書」という。）に次に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。

(1) ヘルメットの購入の支払手続きが完了したことを確認できる領収書の写し等

(2) ヘルメットが第2条第1号に掲げる安全基準に関する認証等を受けていることが分かる保証書、取扱説明書、カタログ等の書類（用意することができない場合は、現物を提示して確認を受けること。）

(3) 次条の規定により交付決定を受けた場合における補助金の振込先が分かる通帳等の写し

(4) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

2 申請者が未成年者であるときは、当該申請者は、申請に当たり、保護者の同意を得なければならない。

(交付決定及び通知)

第7条 市長は、申請書兼請求書を受領したときは、その内容を審査し、適当と認めるときは、津島市自転車乗車用ヘルメット着用促進事業費補助金交付決定通知書（様式第2号）により、通知するものとする。

(補助金の交付)

第8条 市長は、前条の規定により補助金の交付を決定したときは、受領した申請書兼請求書に基づき、補助金を交付するものとする。

(交付決定の取消し及び補助金の返還)

第9条 市長は、第7条の規定により交付の決定を受けた者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、補助金の交付決定の全部若しくは一部を取

り消し、又は既に交付した補助金の全部若しくは一部について、期限を定めて返還を命ずることができる。

(1) 偽りその他不正の手段により補助金の交付決定を受けたとき。

(2) 補助金の交付決定内容及びこれに付した条件に違反したとき。

(3) この要綱に違反したとき。

(4) その他市長が不相当と認める事由が生じたとき。

(その他)

第10条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。